

第 31 期
東京都青少年問題協議会
第 8 回 専門部会
(若者支援部会)

平成 30 年 6 月 29 日 (金)

都庁第一本庁 42 階
「特別会議室 A」

○青少年課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから東京都青少年問題協議会第8回専門部会（若者支援部会）を開催いたします。

本専門部会は、委員の半数以上の出席をもって開催することとしております。本日も出席いただいております委員の方は6名となっており、必要な定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また、本専門部会は原則公開となっております。議事録についても同様の扱いとなりますので、ご承知おきください。

次に、本日の資料の確認をいたします。お配りしたものは、次第の次に、資料1として意見具申素案（概要）、資料2として意見具申素案、資料3として参考データ等、そして部会名簿を配付しております。皆さん、そろっておりますでしょうか。

それに加えて、今回、我々の施策の宣伝ということではございますけれども、1枚、パンフレットをお配りしているところでございます。こちらにつきましては、ひきこもりサポーター養成研修の参加者募集というものでございまして、こちら、ひきこもりサポーターという形で、ボランティアの形で若者支援活動をすることができる方というものにつきまして、こちらのNPO法人、青少年自立援助センターの方から、こちらについて講義をしていただき、ひきこもりのサポーターとして今後とも活動していただくということを期待しているところでございます。

こちらの中では、まさにワークショップという形で研修を行っていただくところでございますので、こちら皆様にご議論いただいた内容なども踏まえまして、こちらの中でしっかりと、今後の施策、こちらの提言をいただく前の段階ではございますけれども、そうした内容を実現すべく我々として頑張っていきたいと考えているところでございます。

それでは、次でございしますが、ここで本日も出席のオブザーバーの皆様をご紹介いたします。

教育庁指導部指導企画課長の石田周様、福祉保健局総務部企画政策課長の代理で、同課統括課長代理の小高晴雄様、警視庁生活安全部少年育成課長の代理で、少年相談担当課長代理の藤井貢様にお出いただいております。

それでは、その後の進行は古賀部会長へお願いしたいと存じます。古賀委員、よろし

くお願いいたします。

○部会長 よろしくお願いいたします。

ちょっと会議室が大きくて、お互いが遠い感じもいたしますので、どうぞご発言の方で身近な感じを出していただければと思っております。

いつも同じことですが、円滑な議事進行を皆様をお願いしたいと思っておりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

では、次第に従いまして、進行させていただきます。

次第の2の意見具申（素案）についてと次第3の意見交換というふうに挙げておりますけれども、全て通しで説明をしていきますと長くなりますので、意見具申の1章、2章から初めて、事務局の説明を受けまして、その部分について意見交換するというような形で、続いて3章、4章と進んでいくようにしていきたいと思っております。

ご存じのように、今回がこういう会としては最後の意見交換になってまいりますので、どうぞお気づきのところを出していただければと思っております。

それでは、第1章と第2章。こちらはかなり前回の部会でも示されておりますので、極力、簡単にご説明願えればと思っております。

どうぞ、事務局からよろしくお願いします。

○青少年課長 はい。それでは、事務局から、第1章、第2章について説明をさせていただきます。

前回、様々なご意見をいただきまして、もろもろ修正を加えたところでございます。その書き方ではございますが、基本的にはある程度数字の、少なくとも我々が手に入れられる範囲での数字の裏づけがあるものと、そして論文等である程度エビデンスのあるものというものを中心に、こちら数字のはっきりしたものをちょっと整理させていただいたというところでございまして、こちらの概要という資料でございまして、若者を取り巻く生活環境、本文で言うと1ページから3ページまでということになりますけれども、現代の若者の全体像といたしまして、それぞれこちらに書いております項目を中心といたしまして、記載をさせていただいているというところでございます。

そして、社会的自立に困難を要する若者の現状ということで、こちらにつきましては、基本、前回ご指摘をいただきました都のデータを中心にとということでございましたので、基本、都のデータを中心に整理をさせていただいたところでございます。

一部、都で整理し切れなかった情報については、国のデータを参考にしているものもありますけれども、こちらのとおり、ここは一部だけを書いてあるというところになりますが、本文と合わせまして、一通りのデータを整理したという形になっております。

そして、こちらの2の若者支援に関する現在の主な取組、こちらは本文で言いますと4ページから7ページということになりますが、こちらは既存の取組を一通り、一挙に並べたというところになっておりまして、こちらにつきましては文言の整理であります。ご提案をいただいた内容というのを追加しているところがございますので、後ほど、詳細などのご確認をいただければというところがございます。

そして、次に、早足でございますが、第2章に進ませていただきます。第2章でございますが、こちら構造はほぼ変わっておりません。で、いわゆる支援を受けた方が望ましい状況にあるが、その必要性を認識していない段階、支援の必要性は認識しているが、相談先を見つけることができない段階、そして支援機関等に相談したが、適切な支援につながらない段階と、そして、若者の社会全体を支える必要性と書いてありますが、こちらは未然にそうした状況、困難に落ち込む前に何かできることはないかというところの、それぞれの段階につきまして、その要因、どういった原因でそうした望ましくない状況が生じているのかというのを整理したというところがございます。

こちら本文自体には細かく書いてあるところもございますが、先生方からいただいた意見というのを整理いたしまして、こちらの中に記載をしているというところがございます。

特に支援を受けた方が望ましい状況にあるが、その必要性を認識していないというところにつきましては、社会全体として、自分ごととしてなかなか捉えられないで、苦しんでいる人について他人事という形で捉えるということで、そういった形で助けを求めるといのはなかなか思い至らないような状況にあるのではないかとこのところから、その必要性、そこは相身互いというところがございますけれども、そういった助け合いのようなどころもある程度見ていかなければならないのではないかとこの問題意識をこちらで出しているという形になっております。

それに加えまして、そもそも我々がやっている支援に関する情報というのは、必ずしもうまく届けられてないのではないかとこのところを主に書いているというところがございます。

そして、次のフェーズでございます。こちらにつきましては、一人の人間が複数の問題を抱えていると、いわゆる複合的といったような言い方をしておりますけれども、こちらにつきましては、最初にどこに行ったらいいのか分からなくなるという問題意識を出させていただくというところとともに、あとは、その次でございますが、所属、関係と、学校という所属があるとき、そして非行少年でありましたら保護観察といったような制度上の関係というものが存在するところでございますけれども、それが切れてしまうと相談していいところが分からなくなってしまうという状況があるということ。

そして、こちらは広域自治体ならではのという話になるのかもしれませんが、悩みと課題ということについては、近隣の方に知られたくないという自然の感情がやはりあるというところもございますので、身近な地域で相談できない人というものについては、どんなふうに対応するのかというところを導き出すために、こちらで要因として、こういう話があるというのをらせていただいているというところでございます。

そして、次に、3の支援機関に相談したが、適切な支援につながらない段階というところでございますが、この悩みを持つ若者、その背景にはいろいろな要因があるというところではございますが、なかなか自分の言葉で相手に自分の思っていることを的確に伝えることが苦手であるというような状況があると。

こちら相談で接している方からの現状などの話を委員の先生方からもお話いただいたところではございますが、そちらを指摘させていただいております。

また、その家族につきましても、先ほどの他人事という話であるとか、多少、関連するところではございますけれども、自分自身がどうしてもそこをうまく、自分自身の手でうまく育て切れていないというところで、そこまで思い込む必要はないんですけれども、負い目を感じてしまって、どうしても相談窓口で相談しにくいというようなところがあるというような現状も指摘をさせていただいているところでございます。

そして、こちら支援機関側から見たときの問題でございますが、原因はいろいろあるとは思いますが、そちらの悩みの方にどうやってやったらいいのかということも含めて、うまく見立てができないという場合もやはりあるので、そういった現実というのを一応指摘しているという形になります。こちらは解決策のところ、またこれを解消するにはどうしたらというのは、ある程度具体的に書くというところにしております。

また、やはり支援機関それぞれに得意分野というのはある程度限定されている部分もございますので、そのまま進んでしまうと分野ごとの支援にとどまりまして、複数の課題というのに対応し切れないという事態が発生し得るということを指摘しておる次第でございます。

そして、四つ目でございますが、そもそもの問題として、困難に陥る前に何かできることはないかというところを前出しさせていただいているというところでございます。

おおむね1章、2章の簡単な構造というの、こうした状況になっております。

以上でございます。

○部会長 どうもご説明ありがとうございました。

1章は、この間もかなり確認してきましたが、現状分析のところ、そして2章は相談支援を受けることができない要因について、いわゆるタイムラインというのでしょうか、時間経過ごとにそれを整理するというところでございます。

ご覧になっていただいて、何か、ご意見がありましたらと思っておりますが。

じゃあ、土井委員。

○土井委員 はい。土井です。

この文言は、もうこのまま完成するのではない。

○部会長 いや、文言自体は後で、またこちらでも修正していくかと思いますが、ここで確認できる範囲はしていただいて、そして、あと、ご一任いただくことになるので、ご指摘いただいて結構です。

○土井委員 中身ではありません。文言についてです。

3の支援機関等に相談したが、適切な支援につながらない段階のところでは。

丸の1番目、悩みを持つ若者は、それを自分の言葉で相手に伝えることが苦手な場合が多いというふうに書いてあります。

他のところは「全部ことがある」、「ことがある」。その前のところも、2の方も「場合もある」となっているんですが、この箇所だけ「場合が多い」となっていて、伝えられない、自分の言葉で伝えることは苦手な若者の数が多数であるという事実認識になってしまっているの、ここはそういうデータは恐らくないでしょうから、「場合もある」に直した方が、恐らく正確であろうと思います。

○部会長 場所をちょっと確認してよろしいですか。

11 ページですか。じゃなくて、もっと前。

○土井委員 いえ、3 です。

○部会長 ページ数をちょっと言っていた方がいいですか。今のところ。

○土井委員 ページ数はない。

○部会長 ついてないんですか。こちらが持っている具申案の本文資料では、10 ページ、11 ページ。それでなくて、概要の方ですか。

○若年者対策担当課長 本文でいけば今、土井先生のご指摘は 10 ページの下から 4 行目から下から 3 行目のあたりになるかと思います。

○部会長 そうですね。10 ページのところになっておりますね。10 ページ、11 ページにかけてになります。

○土井委員 すみません、10 ページですと、下から 3 行目です。

4 行目から 3 行目。一般的に悩みを持つ若者は、そのことを自分の言葉で伝えることは苦手な場合が多いというふうに、事実認識になっているのですが、その前後は「全て場合がある」とか「ことがある」ということで、必ずしもそれは過半数であるという認識になっていないので、ここも「ことがある」とか「場合がある」に直された方がいいかと思うんです。

○部会長 はい。分かりました。

10 ページのところ、ちょっと断定的になっていますので、表現を変えていただければということですね。

今のようなことでも、記述的なことでも結構です。ご意見、どうぞ。どんどんお出しいただければと思いますが。

私からも確認なんですけど、数字的なことで、1 ページだと思います。ページが打っていない場合もあるのかもしれませんが、ひとり親家庭と夫婦と子供の世帯及びひとり親と子供の世帯という数が出ているんですが、夫婦と子供世帯 156 万世帯で、ひとり親と子供世帯は 50 万世帯、これは数字的に正しいものなんですか。

確認しておきたいんですけど。これは子供の年齢が書いてないからかもしれないんですが、随分多いんだなという、ぱっと見た感じとしても多いんだなと思ったんですけど、これは大丈夫なんですか。

○若年者対策担当課長 はい。数字的には、統計の数字の方から持ってきておまして、

これは注釈の方を見ていただきますと、東京都の総務局の方で発表しています平成 27 年度国勢調査、これをもとにした資料ということで、ひとり親の平成 27 年度は、夫婦と子供だけですと 156 万世帯ということで、あとはひとり親と子供が 50 万世帯ということで、平成 22 年に比べますと、夫婦と子供が 151 万世帯、あとひとり親と子供が 48 万世帯ということで、少しずつ増えているという数字は出ております。

○部会長 そうですか。ここでいう子供というものの年齢とあって、どの辺が想定されているんですか。これは例えば 18 歳とか、20 歳とか、そういう。子供といった場合、これは。例えば、高齢の親が一人で、そしてその子供も年齢が高いみたいなのも入ってしまうんですか、このカウントは。

○若年者対策担当課長 そうですね。そこのところは、申し訳ございません、これは本当に親子という意味ですから、親の年齢とか子供の年齢は若者には限定していません。

○部会長 そうなんですか。

○若年者対策担当課長 はい。

○部会長 限定的なものが出せるなら、その方がいいかもしれないと思いますが。つまり、高齢世帯のひとり親って、全く意味が違っちゃうので。

○若年者対策担当課長 この統計数字上だと、そういう分けのみということになっているんですが。

○部会長 そうなんですか。

○若年者対策担当課長 はい。

○部会長 じゃあ、そういうふうな読み方ができるように、表現をちょっと足していただいて。随分多いんだなという印象なものですから。ただ、きっとそれは全く子供の年齢とかの層とかが分からないところの結果なんだということは分かります。

他にいかがでしょうか。ちょっと私の方からも確認しました。

先生方いかがですか。

全体が長いので目を通しながらになると思いますが、少し時間をかけながら。

○河野委員 ちょっと細かいところなんですけれども、何か所か、外国人というのが出てきているんですけれども、今、日本に在住している日本語が余り堪能ではなかったりとか、日本の文化を知らない、外国人に限らなくて、日本国籍を持っていても全く日本語がしゃべれないという方々も、我々支援している中でも結構問題であって、できれば外

国人と限定的にするのではなくて、海外にルーツがあるとか、何かしらちょっとそういう表記にしていただけるとよろしいかなというふうに思います。

○青少年課長 そちらにつきましては、例えば2ページの上から3パラグラフ目という形で、現状のところ、下の方にまさに国際結婚の家族も多く、外国籍の子供や外国にルーツを持つ日本国籍の子供の中には日本語の習得が不十分な場合も少なくないという形で書かせていただきまして、対策の中でも、いわゆる外国語相談という話が、ちょっと先出しの形になりますけれども、外国語相談の中で、どちらの方々も利用することを想定した書き方をしておりますので、そうした形で目配りをできればなど考えております。

○河野委員 はい。分かりました。

○部会長 よろしいですか。どうでしょうか。

おっしゃるとおりで、外国にルーツを持つという表現がだんだん多くなったのは、そういう現実的な問題がある人はみんな入れていこうということかと思います。

そういったような、他にいかがでしょうか。

どうぞ、井利委員

○井利委員 最初の統計のところですけども、単身世帯数が非常に増加していくというのを聞いたことがあるんですけども、40代の男性で、結婚もしていなくて、子供もいなくて一人で住む人たちが、2030年とかになってくると非常に増えてくるということを知ったことがあるので、そういったデータがあると、やっぱり地域といったものが重要になってくるとか、ますます家族で支えることが難しくなってくるというところが見えてくるのかなと思うんですが、そういった、どこかで2030年では4分の1ぐらいの人が、ちょっと不確かなんですが、40代で、結婚もせずに、単身で、男性ですね、いるというようなデータを見たことがあるんですが、何か、もしありましたらと思いまして。

○部会長 どうでしょうか。すぐには出すのは難しいでしょうが、ありそうですかね。単身世帯。

○若年者対策担当課長 単身世帯が増えているという統計はあるんですが、単身世帯の方が、年代がどの年代かというのまではすぐには資料がございません。単身世帯が増えている事実はございます。

○部会長 もしそういった事実があれば、少し加筆していただければいいかもしれないで

すね。後でデータを見ていただいて、書けるようでしたら書いていただくということで。

他にいかがでしょうか、今の統計などで。

○土井委員　また細かな点で申し訳ないですが、3 ページの上からいくと 6 パラグラフ目、真ん中です。少年非行等については、というところの末尾です。組織犯罪などの入口となる特殊詐欺で検挙された少年は、平成 30 年 5 月末現在、116 人で、平成 29 年 1 年間に特殊詐欺で検挙された検挙人数 117 人とほぼ同数であり、急増しているというふうに書いています。

5 月末で 116 人ですから、恐らく急増していくんだろうと思われましても、書いている時点では不確定なので、急増しているというふうにちょっと断定してしまうと、万が一、増えなかった場合、これはまずいなと思うんですけど。

○部会長　よろしいですね。この辺は事務局のご専門ですけど。

オレオレ詐欺とかを想定しているわけですか、これは。

○青少年課長　そうですね。オレオレ詐欺であるとか、還付金詐欺とか言われる各種詐欺をまとめて特殊詐欺という言い方をしております。

この中で特に多いのが、受け子と呼ばれるものでございまして、こちらが要はお金を受け取りに来るものとして利用されるケースが多いということ、こちらで指摘をさせていただいているところでございます。

こちらの人数につきましては、要は同期比でも大幅に増えているというところで書かせていただいているところでございますので、ちょっとその書き方につきましては、もしかするとこれから 1 カ月程度で、またさらに情勢が、一人もいないというのが一番嬉しいことではあるんですが、恐らくそういうこともなくというところでございますので、ここの数字は変動し、残念ではありますが、同数というか、恐らく上回ったという状況になるというところで書かせていただいているというところでございます。

○部会長　分かりました。ということで、断定しちゃうのはなんですので、表現を変えていただければということと、あと、もしかしたらその特殊詐欺というのは分からない人もいるのかもしれないね、今お聞きしていて。

例えば「オレオレ詐欺」とか、何か記述を注釈で入れるとかしておいていただくと、イメージがすぐ湧くかなと思います。

○青少年課長　分かりました。そのように修正をさせていただきます。

○部会長　ちなみに、ある少年院なんかに行かせていただくと、この部分の人が増えていて、それへの対応のいろんなプログラムも用意しているということを知ったことがありますので、やはり非常に問題性が変化しているという象徴的犯罪なんじゃないかと思われるですね。

他にいかがでしょうか。

○土井委員　すみません。じゃあ、ついでなので。今のところの下から3行目です。

それまでの生活環境が影響するなど、要因は様々であることも少なくないと書いてありますが、様々であるでよろしいんじゃないでしょうか。ことも少なくないというのは、よく……。様々であるわけですから、そこで終わっていいんだろうかと思えますけど。

○青少年課長　了解いたしました。そのように修正いたします。

○部会長　じゃあ、続けて、坪井委員、お願いします。

○坪井委員　私も同じところだったんですが、それまでの生活環境ということよりももう少し具体的に書いていただければなというのがありまして、私の実感からいくと不適切養育が背景にないことはなかったものですから、不適切養育などというぐらいには入れていただければなというふうに思っているんですが、虐待と本当は言いたいところですが、そこまで言う行き過ぎであれば、不適切養育などの生活環境がとか、あるいは貧困と入れるのか、家族崩壊と入れるのか、そうしたこともちょっと入れておいていただきたい。何だか、ちょっと分からないんじゃないかな、生活環境という言葉だと、と思うんですけど。

○土井委員　つけ加えてよろしいですか。

今おっしゃられた、家庭の虐待の問題と、それからいじめの被害経験、この二つが非行の大きな要因と言われているので、とにかくそこが分かるような、イメージできることがあるといいなと思いますね。

○坪井委員　そうなんですね。

○土井委員　家庭の問題と学校での人間関係。

○坪井委員　なぜスリルを求めるかというのは、もちろん子供自身のスリルもあるんですけど、その子たちの持っているストレスを解消する方法がスリルという形でしかない子供たち、つまり自傷するのと同じ感覚で非行に走っている、万引きもとても多いので、その感覚のことを申し上げているんですけど。

○部会長 よろしいでしょうか。何か、そのストレス、自傷体験ですね、リストカットとかいうのがそうですけど、その延長線のような理解がだんだん多くなっているというご指摘で、今、お話がありました家族の虐待とか、いじめの体験などの影響もあってとか、そういった加筆をしていただくとよろしいのかなという気がしますが、いかがでしょう。

○青少年課長 はい。そちらにつきましては、実はちょっと非常に検討をさせていただきたいところでございまして、こちらについては、問題の解決策ということで、対策で書く中で、いわゆる親の監護が期待できない子供たちについて、親の監護が期待できないという理由は何かということで、まさに生育環境というところに問題があるのか、その虐待のような状況があるといったことについては、そちらの方で実はちょっと書かせていただいているというところではございます。

なぜそのような書き方をしたかと申しますと、親の監護ができないという状況に、そういった状況があるというのは確実な因果関係が期待できる場所なんですけど、ここの生育環境で、例えば犯罪に結びつく要因として、虐待などがあって、生育環境が悪いというのを、恐らく強くそれは推定される場所ではあるんですけども、確実にそれが結びつくという因果関係を強く書けるほどの資料が集まり切らなかったものですから、ここは少し、何かほかした書き方になってしまっているというところではございます。

何か、いい資料がありましたら、お教えいただければというところですが、実感としては確かにそういう状況であるということは重々承知はしておりますし、私もそう思うところではございますが、ここに書くには若干ちょっと資料が足りなかったもので、確実な因果関係のある対策のところ書かせていただいたという書き方になっているというところではございます。

○青少年対策担当部長 重ねてですけども、坪井先生、今ご指摘のあった部分について、今までのご説明の第2章の一番最後の12ページのところなんですけれども、12ページの上から3行目、非行歴を有する若者の場合の課題を書いているくだりがあるんですけど、この中で虐待などが原因でというような部分で、この中で、要するに非行歴を有する若者が、ベースとして虐待という部分を受けていたという部分が分かるような表現をこの中で入れたという形にさせていただいているところです。ですから、先生のご指摘の部分は、本編全編をもってそういうふうな趣旨は入れさせていただいているつもりであります。

○部会長 よろしいでしょうか。12 ページに確かに今のご指摘のような形で記述が入っております。恐らく非行化した人たちを調べてみたら虐待経験が多いということは言えますが、虐待経験の多い人が非行に走るといえるのは言い得ないということがあるかと思えますので、こういう書き方になっているかと思えます。それでよろしいですか。

坪井委員、大丈夫ですか。

○坪井委員 今、もうそれで結構なんですけれど、資料というと、私も事前の意見書にお書きしておいたんですけど、国連が出している非行予防のための国連ガイドライン、ちょっと、今、ネットでぱっと出てこないの、もしかしてご覧いただけなかったのかなとは思ったんですが、子どもの権利条約に基づいて国連が出している、1990年に出しています。

北京ルールズと、それから少年非行予防のための国連ガイドラインと、それから身柄を拘束された子どもの人権保障という、三つの少年非行に関わる国連ガイドラインなんですね。

その中のリヤド・ガイドラインというガイドラインは、非行少年という子供についてどう見るかということから、非行予防をどうするかということの、私としては非常に深みのある、適切なガイドラインだと思っているんですが、資料としてはそれがありますので、すぐにここに直結できないのかもしれませんが、それはそうだと思いますが、今、少年院なんかでも非常にこの文書は学習されている、少年院にいる子供たちをどういうふうにもう再非行から守るかというために少年院の教官たちが学習されている文書でもあるので、そういう意味でリヤド・ガイドラインを書いてきた。

そこに幼いときからの人権侵害を受けた被害者が SOS として行っているのが非行であると、したがって、そう見ることによって、非行を予防するためにはどうしたらいいか、それは幼いときからの人権侵害を起こさない人間関係を築いていくことが非行予防であるという、そのために家庭、学校、地域社会、マスコミ、それがどうするべきかということを書いてあるんですね。

そのリヤド・ガイドラインだけはぜひともご紹介をしておきたいと思います。今回すぐ使えないにしても、資料としては非常に、国連が出している資料ですので、適切な意味ある資料だとは思っています。

○青少年課長 はい。そちらにつきましては、情報としてご提供いただきまして、確認し、

しっかり読ませていただいたところでございます。

こちらにつきましては実際に施策を進める上では非常に参考になる資料だと考えておりますので、そこはしっかりと先生からお教えいただいたということで使わせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○部会長 ということ、人権の問題の方から入って行ってこの部分を読むかどうかということがありますので、現時点ではこのような、あくまで支援の要因として説明するところで押さえておいていただいて、しかしベーシックには、当然、今のご指摘のようなことがございますから、それが必要なところは我々も参照していくということよろしいでしょうかね。

他にいかがでしょう。時間的には、大体この1、2章はこのぐらいの時間でとは思っているんですが、ぜひという方、いらっしゃいませんか。大丈夫ですか。

○村上委員 特に問題とはしないんですけども、先ほどの3ページのところなんですけれども、要は、下から7行目で、なお、刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者率の推移を見ると、平成29年は3割強であり、微増傾向となっているということを言っておりますが、上の方の少年非行等については、平成22年から8年連続減少というふうに、いわゆる比較対象をしているんですが、これはいつからが微増なのかということ、そこまで入れなくてもいいといえいいんですけども、例えばここ10年間は微増傾向になりますとかということでも、最初にいただいた表の中には、平成20年から平成29年までの再犯者率が出てきているんですね。

それを見ると、やっぱり平成20年から、若干下がったときもあるんですけども、ほとんど微増傾向にあるということは言えるんだろうと思いますので、そういう言葉を入れてもいいのかなと、これは余り強くは言えないんですが、そんな程度でございます。

○部会長 よろしいでしょうかね。どのぐらいのスパンでとるかによって、増加の度合いの見え方が変わりますので、ちょっとすり合わせをしていただければということかと思うんですが。はい。

私もよく、平成20年からのを使うんですけども、やっぱりそれだと5%ぐらい増えたことに、最初の入口から見るとなってしまうんですけどね。はい。

岡田委員、いかがでしょうか。

○岡田委員 大丈夫です。

○井利委員 いいですか。

○部会長 はい。

○井利委員 5 ページなんですけれども、下の方のサポートネットではというところからなんですけれども、1 カ月当たり 400 件程度あると。それから、相談を寄せた若者がひきこもることになったきっかけは、学校や職場など、所属先での対人関係などであるというふうに書いてあるんですけども、何か、このサポートネットで、例えば対人関係が一番多いとしても、その他のいろんな要因があって、実は非常にひきこもりというのは複合的な問題が絡んでいるというところが大きいので、何かサポートネットでのデータがあればもう少しそこを言って、非常にその対人関係もあるけれども、他の要因も非常に多いし、すごく複合的な問題があって難しくなっているといったような、家族関係もそうですし、貧困も、いろいろあると思うので、そこら辺をもう少しどこかで、せっかく多分サポートネットでのデータがあるのであればもう少し載せていただけるといいのかなと思ったんですけど。

○若年者対策担当課長 ここにつきましては、本当に一番多い要因といたしますか、代表的な事例を挙げさせていただきましたので、それ以外のところもありますので、言葉として少し主だったものは足せばというふうには考えております。

○井利委員 はい。

○部会長 そういう形で少し足していただくように。ちょっと細かな話でついでですけど、その 2 行上、400 件程度と、これは延べですかね。

○若年者対策担当課長 そうです。延べです。実員とは違います、延べ件数です。

○部会長 「延べ」をちょっと入れませんか。

○若年者対策担当課長 はい。

○部会長 ここまでで、この 1、2 章のご意見、皆さん、大体よろしいでしょうか。

また、どうしてもということがあれば後に戻りますが、一旦ここまででとめさせていただいて、先に進ませていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○部会長 それでは、どうもありがとうございました。

では、1 章、2 章については大まかな検討を行ったということで、3 章について、こ

の後、事務局からご説明願って、また同じように意見交換していきたいと思えます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○若年者対策担当課長 はい。それでは、第3章について説明をさせていただきます。

資料の1が概要版ということで、目次のようなものになっております。概要版の方には本文のページ数も記載しております。あと、資料の2の方が本文ということで、本文の方を見ていただきながら、ちょっとご説明をさせていただければと思えます。

それでは、まず、13ページの方をお開きください。

13ページの前段の部分で、第3章の導入の部分になりますが、第2章の支援を受けられない要因を踏まえて対応策をまとめているということで、悩みを抱える若者も含め、全ての若者が早期に社会的に自立し、活躍できるよう、それぞれの段階での阻害要因を解消し、適切な支援機関等につなげるための方策について、三つございまして、情報発信の充実、支援環境の整備、支援体制の充実の視点から施策を提言するというところでまとめております。

まず最初は、1番のところは情報発信の充実の部分になりますが、未来のために都民の全てが若者をサポートということで、書いてある内容がイメージされるような見出しをつけております。

一つ目は、(1)の社会全体で若者の生きづらさに寄り添う「サポーター意識」の浸透ということになっております。この部分につきましては、1段落目の真ん中ぐらいですが、若者を支えていくことは社会全体の責務であり、生きづらさを抱える若者に寄り添うという意識、“サポーター意識”を持って若者を支えていくことが必要であると。そのために、社会全体の役割であるということを経力なメッセージとして継続的に発信していくことが何よりも重要であるというふうに記載しております。

続きまして、次の段落の部分になりますが、今度は若者や家族に対してという部分になりますが、人に頼ること、頼られることが当たり前のことであると、前向きに捉えることができるようなメッセージを伝えていくことも重要であるということでもまとめております。あと、その次の段落になりますが、これはふだんから地域で活動している方々にも理解を深めていただくということで、対象別に記載をしております。

それでは、次のページ、14ページの方をご覧ください。

14ページの方は、特に非行歴のある若者においてはということで、こちらの方も社会

全体で受け入れられるようにしていくことは急務であると。こちらの方は既に社会を明るくする運動等も行われていますので、そういうものを踏まえまして、サポーター意識の醸成を図っていくべきであるというまとめにしております。

続きまして、(2)の若者や家族の心に響く SNS 等を活用した情報発信ということになります。

都の相談窓口としましては、若ナビαとサポートネットがございますが、それらの認知度を高める取組が必要であるということで、また、それ以外の支援機関についても同様に認知度を高める必要があるということで、記載をしております。

それでは、続きまして、次の段落の部分になりますが、若者や家族のそれぞれの行動パターンを踏まえた、より適切な手段での情報発信が必要であるということになっております。行動パターンを踏まえるということでは、次の段落になりますが、若者につきましては、インターネット、とりわけ SNS 等のコミュニケーションアプリの使用割合が高い実態があるということで、SNS 等を活用した情報発信が有効である。

あと、次の段落になりますが、家族に対してはということでは、生活の中で立ち寄りことの多い公共施設等でのポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌、ホームページによる情報発信も効果があると。あと、家族向けにも SNS 等を活用した情報発信も有効であるということに記載しております。

次のページをご覧ください。

次に、15 ページになりますが、こちらの方も非行歴のある若者についてということで、保護観察官や保護司に常に最新の情報を把握し、情報発信してもらえるように、更生保護サポートセンター等との連携を密にしていくことも必要であるとしております。

あと、その次は外国人についてということで、こちらの方も、関係のある機関や団体と連携しながらということで、あらゆるチャンネルを使って、ダイレクトに情報が届くような工夫を凝らすことが求められるという記載にしております。

次の部分の段落の部分が、心理的ハードルを下げるような内容で情報発信をするということで、相談を受けやすくするために、例えばということで記載がございまして、若者に対しては、困難な状況から立ち直った人の事例など、前向きに自らの将来像を描けるような情報、家族に対しては、悩みを抱える若者への接し方などということで、役に立つ情報ということで例示を記載しております。

それでは、続きまして、2番の支援のハブ・ステーション「若ナビα」ということになっております。こちらの方は、若者や家族が相談しやすい環境を整備していくという視点でまとめております。

(1)の部分が、誰でも、どんなときも、どんな悩みでもまずは頼れる支援の入口「若ナビα」ということで、「若ナビα」につきましては、様々な悩みや不安を受けとめる総合相談窓口という位置づけですけれども、こちらの方、若者や家族のみならず、支援機関の相談や紹介に対しても対応していく。あとは、適切なリファー先を示すことができる、そういう役割ということで、この辺の機能をハブ・ステーションという言葉で言い表しております。

あと、一番最後の行になりますが、ひきこもりについての相談を受けているサポートネットについても、ひきこもりに関するハブ・ステーション、次のページに行きますが、ハブ・ステーションとして同様の役割を果たすことが望まれるということでまとめております。

次の段落になりますが、若ナビαは支援の入口として、誰でも、どんなときも、どんな悩みでも、まずは若ナビαに相談できるという拠点を目指していくということを書いております。例えばのところですけども、これは在住外国人の若者や外国にルーツを持つ日本国籍の若者にとっても、身近な存在であることが期待されるということで記載しております。

あと、その下の部分ですが、課題のところにもございましたが、学校など相談窓口があった所属から離れるときとか、少年院退院後の保護観察期間が終わるとき、こういう局面であっても、若ナビαがしっかりと受けとめていくべきであるという記載をしております。

最後の段落の部分になりますが、支援機関からの問い合わせや照会等についてもということで、こちらにつきましても、必要に応じて、的確に相談を引き継げるようにしていくことが期待されているということで、支援機関等に対しても頼れる存在になっていくべきだということを記載しております。

続きまして、(2)になります。

誰でも、どこでも、悩みの相談先をネットで探せる「ポータルサイト」の構築ということで、こちらの方は、若者や家族に対して情報提供が必要だというご意見をいただき

ていまして、その部分になります。都において、ひきこもりや非行歴を有する若者を含む、悩みを抱える若者への支援に関する社会資源の情報を総合的に集約し、若者や家族にとっても、支援機関にとっても、最適な相談・支援機関等を容易に見つけることができる仕組み、いわゆる“ポータルサイト”の構築が急務であるというふうにしております。その下の行になります。支援機関等相互の連携にも資するようなものを目指すということも記載しております。

それでは、次のページをご覧ください。

次のページの部分としましては、ポータルサイトが若者や家族が安心して利用できる支援機関等の情報を提供していることを理解してもらう、そういうことも重要だというふうに記載をしております。あと実際の検索の仕方としましては、地域ごとに容易に検索・入手できる仕組みという部分がございますし、あとは、次の段落の部分では、支援機関がリファーマー先を検討する際ということ、複数の支援機関等を比較して検討することができるようにというところで、具体的に記載をしております。

続きまして、(3)の身近な地域で支援を受けられる環境づくりになります。

こちらの方につきましては、下側から二つ目の段落の部分になります。区市町村では、地域で生活している悩みを抱えた若者や家族等からの要望や地域の実情等を踏まえ、総合相談窓口の整備に取り組んでいるところもあるということで、区市町村の窓口整備が進むようにと、さらに加速されるためにもということで、都による区市町村への支援策のさらなる充実、工夫が必要であるというふうに記載をしております。

最後の2行になります。「東京都若者社会参加応援事業」、ひきこもり等の支援を行うNPO法人等ということですが、実施団体等による支援の充実や実施団体等の増加につながるような取組が求められるということも記載をしております。あと、最後の「一方」のところは、やはり地域で相談できない、ためらう若者や家族もいるということで、そういう場合には、先ほどのハブ・ステーションとして、若ナビαやサポートネットが相談を受けているということも触れております。

続きまして、(4)の支援力を高める能力開発・研修ということになります。

相談窓口で対応する支援者の質の確保、この部分が重要であるということで、それを踏まえて、研修の充実ということに触れております。各支援機関等は、支援者個々の知見や能力を高めるとともに支援機関等としての支援能力の向上を図っているというこ

とで、これは若ナビαやサポートネットの知見を蓄積したものを活用しながら、具体的な事例も踏まえた実践的な内容の研修や情報提供を行っていくことが望まれる。あとは、研修の実施に当たっては、ワークショップ形式等も必要ではないかということに記載しております。

こちらの方の研修ですけれども、先ほどひきこもりサポーターということで、冒頭のところで資料をお配りしましたけれども、東京都の方では現在も地域支援者向けの講習会ということでやっております、対象としまして、地域で活動されています民生・児童委員の方、青少年地区委員の方、あと、昨年度からは保護司の方も対象に加わっていただきまして、地域で活動している様々な分野の方が連携を図りながら支援をできるようにということで研修を行っております。

続きまして、3番になります。どんな悩みも取りこぼさない「スクラム連携」、こちらの方は、若者や家族に寄り添った重層的な支援ということになっております。

一つ目は、若者や家族の悩みや思いを橋渡しする「代弁者」機能ということになっております。これは課題のところにもございましたが、自分の悩みや思いを相手に伝えることが苦手な場合も多いということで、生きづらさを抱えている若者についてはそういう傾向があるというところで、この部分に対応するためということで、若者や家族の思いを解きほぐし、抱えている悩みや思いをリファー先に橋渡しする代弁者機能、こちらの方が不可欠であるということで書いております。

あと、若ナビαやサポートネットにおいては、他の支援機関等にリファーする際には、必要に応じて、支援者が同行して代弁者の役割を担い、若者が適切な支援を受けられるよう、現在でもそういうこともやっているというのを記載しまして、やはり若ナビαやサポートネットの方で実績を積み重ねて、こちらの方は、その他の機関で代弁者機能をやっているところとも情報共有しながら、レベルアップを図ることが重要であるということにしております。

それでは、次のページをご覧ください。(2)のスクラム連携の調整役「コーディネーター機能」ということになっております。

東京都としましては、適切な見立てを行い、早期の支援につなげ、長期化を未然に防ぐことが大切であるということで対応しておりますが、その中で、若者や家族が複合的な課題を抱えている場合には、複数の関係機関が関わり、連携することが必要である。

その際には、関係機関の役割分担や連携に関する総合調整を行うコーディネート機能は欠かせないということで、コーディネート機能の必要性について触れております。

こちらにつきましても、若ナビαやサポートネット自らが率先してコーディネート機能を果たす必要がある。そして、そちらの方の実績を積み重ねまして、ノウハウを相談窓口を有する区市町村等に還元していくということにしております。あとはその次の段落の部分については、伴走する方の重要性ということで、支援が途切れないように、若者や家族に伴走し、寄り添いながら支援を進めていくことが重要であるという記載もございます。

最後の（3）になります。若者や家族の多様な悩みを多様な支援機関等が得意分野を生かしてスクラム連携ということで、こちらの方は、スクラム連携というご意見をいただいております、それを具体的に記載をしております。

真ん中ぐらいのところがございますが、複数の支援機関等が、単に手をつなぐだけではなく、重なり合い、支援のすき間にケースが落ちることがないように密接な連携、いわゆるスクラム連携を組みながら、若者や家族のどのような悩みや課題も取りこぼしなく支援していくことが不可欠であるとしております。非行歴を有する若者においては、様々な支援のスクラム連携の部分が求められるというところも記載をしております。

それでは、最後のページをご覧ください。このスクラム連携の際も、支援機関等が、個人情報に配慮しつつ、ケースの内容を十分に共有していくということで、柔軟で漏れない情報共有が必要であるということも記載しております。

最後の4行がスクラム連携のまとめの部分になります。各支援機関等が顔の見える関係を築きながら、コーディネート機能が十分に発揮される中で、スクラム連携を組み、悩みを抱えている若者にとって切れ目のない重層的な支援を行っていくことが何よりも重要であるということで、最後をまとめております。

第3章については、以上でございます。

○部会長 どうもご説明ありがとうございました。

ここは非常に大事なところですので、どうぞいろいろなご意見を出していただければというふうに思います。皆さんからいただいている言葉をそのままできるだけ使わせていただいているかなというふうに思いますので、身近に感じる表現が非常に多かったかなと思います。

いかがでしょうか、どなたでも。

河野委員はいかがですか。大丈夫ですか。

土井委員。

○土井委員 内容が出る前に、表記の問題です。

誤字というか、19ページの(2)の2段落、「若ナビαやサポートネットのに」なので、「サポートネットに」ですね。はい。

○部会長 河野委員、いかがですか、(退席予定までの)時間的なことは。

○河野委員 全体的にはもう今まで整理してきた中でまとまっていて、これ以上余り突っ込みどころはないかなというふうに思っているんですけど、18ページ、支援力を高める能力の開発・研修、これはスクラム連携とかのところにも関わってくると思うんですけど、入口の部分では、若ナビαやひきこもりサポートネットの方の入口の部分の相談機能を充実していったりとか、その辺の事例を踏まえた研修が必要だというようなところに触れています。長年東京都若者社会参加応援事業の登録団体というのも事業を展開しているので、それぞれに特徴的な支援の仕方とかもあるので、相互に研修をし合えるような、そういう仕組みというのも必要だというのは入れていただけるとよいかと思います。それは東京都若者社会参加応援事業だけじゃなくて、公的な精神保健センターさんとか、保健所さん、そういったところも含めてですけれども、相互の研修できるような、何か、もうちょっと今やっている研修のシステムを広げていくような、そういったものをコーディネートしていただけるような、そういうふうにつながるような一文が入るとよろしいかなというふうに思いました。

○部会長 それは、今の18ページの支援力を高める能力開発研修のところ、でよろしいですか。

○河野委員 そうですね。全体的に言えるようなところだとは思いますが。

○部会長 そこで団体相互にというときには、先ほどいただいたパンフレットのようなものだと、どなたかが研修の担い手になっていて、そして皆さんが参加するんですけど、そうじゃなくてということですか。

○河野委員 そうですね。今回はこのテーマで、例えば家族支援が必要だったら家族支援、こういう団体が特徴的なことをやっているから、そういったものに関して、人が集まってきて、一方的な講義というよりは、そこでざっくばらんにいろんなケースを出しながら

ら話や情報交換ができたりとか、そういう実践的なことが今後重要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

○部会長 ということ、さっきの東京都若者社会参加応援事業の実施団体間での相互研修というんですかね。今のお話だと、というようなものも考えられるということですかね。

○河野委員 もうちょっと広く、公的な機関も含めてというような。

○部会長 公的な機関も含めて、総合的に。

○河野委員 そうですね。それは非行系の支援のところ、どうも話が切り分けられちゃっているところがあるかなというふうに思うんで、非行系の問題があった方々も、若者は若者なんで、支援の部分ではかなり流用できる所がいっぱいあると思います。ただ、なかなかそれが非行系の施策じゃないと、そっちは違うというので知られていないというのが現状なので、そういう意味では、例えば少年院さんとか何かも入ってもらえると、ああ、その手があったかというのも出てくると思いますし、そういう機会が大切だと思います。

○部会長 分かってきました。今まで、非行、ひきこもりで分かれちゃうと、研修もそのゾーンでやられちゃっているけど、今お聞きしながら思ったんですが、内閣府も、最近、縦断研修といって、何か、団体相互の横割りのなとか、研修を打っているんですね。恐らく非行の問題も、ひきこもりの問題も根のところでは似ているような要素があるから、そういった課題相互の乗り入れをしているような研修も想定してほしいというお話だと思いますね。

ということで、今の非行なら非行、ひきこもりならひきこもりというだけじゃない、縦断型の研修も考えていけるようにというような一文が何か入らないかと。

いかがでしょうか。

○若年者対策担当課長 非常に分野を問わず、横断的なところで、重要な視点だと思っております。

あとは本文中ですと、例えば（４）の最後の２行のところ、都以外の機関が開催する研修等の情報を支援機関等と共有していくということで、ここが内閣府の研修とか、それ以外の研修も含めて、そういうところも重要ですよというところはちょっと記載しております。

あとは地域支援者向けの、先ほどの講習会なんかも、分野を問わず、様々なところが集まりまして、取組の紹介をしたりとか、グループワークをしたりというところもございますので、今やっているものを何か充実させたり、あとは社会参加応援事業についても、団体ごとの交流会ということで取組を紹介したりとかございますので、そういうところも地域支援者向けの講習会とか、東京都若者社会参加応援事業の研修とか、あとはひいては東京都子供・若者支援協議会というところで関係機関が集まる会議もございますので、そういうところを活用しながら、今言った趣旨のことができればと思っております。

○青少年対策担当部長 重ねてになりますけども、河野委員からご指摘のあった部分、我々も今回この議論の中で、ワークショップという部分を何回かいろんな委員の方からおっしゃっていただきました。趣旨としては、今、河野委員がおっしゃったような、様々な分野の支援者が交流し合うという場面に資するようなどいうふうに思っております。ワークショップ形式という部分にそういうふうな意味はこもっていたつもりなのですが、もう少しそれを分かるような表現をここに加筆するような形をとりたいというふうに思います。

○部会長 じゃあ、ちょっとその部分を入れていただいております。

先ほども紹介していただきましたけど、保護司さんとか、児童委員さんとか、民生委員さんのいろんな研修とか、みんな結構たくさんやっているんですね、どうもお聞きしていると。だから、その情報が入れば、特に NPO の職員の方は、そこでチョイスできれば、出てみたいことがたくさんあるのかもしれないんで、そういったイメージで今のワークショップの話の膨らませ方をご検討いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。今、能力開発でした**が**。

○坪井委員 すみません。これは語感の問題なので、もしかしたら皆さん違和感を感じないのかもしれないんですけども、13 ページの未来のために都民の全てが若者をサポートとか、それから社会全体で若者の生きづらさに寄り添うという表現がありますね。

13 ページの(1)の中段に、社会の構成員一人ひとりがという言い方をされているんですけど、私はこちらには違和感感じないんです。ただ都民の全てと言われるとか、社会全体と、一体何を指しているんだろうかという、非常に抽象的な概念なので、今まで使

われているので、いろいろ全てでと何か言われると、結局、何もしなくていいのね、誰もというふうに逆転しちゃう、その感覚が拭えないんです。それで、社会全体と言われると、それも何か全体主義的などころにつながっちゃうのかなみたいな恐さがあるって、何かその辺の感覚というのが、私の語感のあれなんだろうかとこののを、ちょっと問題提起だけはしておきたいのですけれど、どうでしょう。

○部会長 要するにあれですよ、枠を大きくとった分、誰がやるのかよく分からないということですかね。

○坪井委員 分からなくなっちゃって、結局。

○部会長 例えば、坪井委員だったら何という表現がよろしいという。

○坪井委員 だから、例えば都民の一人ひとりがとか。

○部会長 都民の一人ひとりが。

○坪井委員 一人がとかですね、都民がみんなでとかというと、まだまだ何か個人の一人ひとりが、あ、私のことだというふうに来るかもしれないなという、そんな感じなんです。

○部会長 ちょっと工夫していただけますかね。何か表現としていいものを。網羅してというよりは、各人が責任や役割を担うという感じにしてほしいということですかね。

○青少年課長 こちら、そこまで深い背景意識を持ってやったというわけではないんですが、ただ、一応、こちらについてはこのような書き方をした意味というものも、実はあるところでございまして、実は、要は社会の構成員一人ひとりというのは、社会全体よりもちょっと狭い概念という形で使っています。

なぜかといいますと、この社会全体とあえて書いたというのは、要は「法人」を入れよう、「法人等」とか、公共機関の機関、団体を入れようという形で、それを包括する表現はないかというのを過去のいろんな公文書を検索しながら、何とか使える表現はこれかなというので探し出したというところでございまして。

確かに、「全て」という形にすると、何かもやったとした感じがするというのは、まさにそのとおりのものかもしれませんが。

最初の1のところ「全て」を使ったのは、どちらかというとスローガンのところになりますので、まずはそこは都民というものについて、みんなで若者を温かく支えようと、そしてそうした社会全体でと書いたのは、今後の施策をやるときに、ここから法

人や機関のようなものが漏れてしまうと、いまいちここにありていな言い方をしますと、ここに書いてあるのでやりましょうという形で、言えなくなってしまうというのを危惧して、このような表現にしたというところがございます。

よりよい表現をとるところについては、こちら探求をちょっとさせていただいたところがございますが、意図としてはそういうものであったというところがございます。

○坪井委員 意図はすごくよく分かるので、もしできるのであれば、社会全体、すなわち構成員の一人ひとり、そして法人、公共機関というふうに列挙して、その後は社会全体を使っていただけたらいかがでしょうか。せめてそうしていただくと、社会全体で何を言いたいかが見えてくるという気がします。

○青少年課長 承知いたしました。では、そのような形で書かせていただきます。

○部会長 表現はともかく、とにかくこういう問題に気にしない、無視するという人をなくしたい、減らしたいという、それは伝わりますので、どうぞ表現を選択していただければと思いますが。特に、何というのでしょうかね。そういうと何ですけど、都民はいろんな人が含まれちゃっているから、考えない方もいらっしゃるかもしれないので、ぜひそういう啓発をとる意図かと思います。

いかがでしょうか。他にどうぞ、今のような。

どうぞ、井利委員。

○井利委員 19 ページのスクラム連携のコーディネート機能というところなんですけれども、ここに、複数の関係機関が関わり、若ナビαやサポートネット自らが率先してコーディネート機能を果たす必要がある。関係機関が連携し、というふうに、関係機関という言葉が出ているんですけども、関係機関は何だろうというのが分からないので、例えば医療、教育、福祉といった、全てのところを指しているのだと思いますので、それを入れていかないと、実は、ひきこもりのあの支援には医療も必要だし、それから教育ももちろんそうですし、それから福祉的な分野の連携も必要だしというところがもう少しはっきりするので、そこを入れることは可能でしょうかと思ったんですけども。

○部会長 いかがでしょうか。何か入っている部分もありましたよね。記述の中に、今のことが。

○若年者対策担当課長 そうですね、子供若者支援ということでは、分野として教育、福祉、保健・医療、雇用、矯正・更生保護、その辺のところは、分野としては想定されま

すので、具体的な例示としてはそういうのは記載できるかと思います。

対応策のところ、具体的な分野が書いてない状況ですので。

○部会長 前の部分には、少しありましたですよ。この前の部分に。だから、どこだっけ、5 ページかな、5 ページの上から 2 段落目ですかね。なお、若者支援を円滑に行う体制を確保するためなんていうときには、都では、教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、これを都の分野の関係機関を構成員とする会議において、なんていう文章にはなっておりますね。

ですから、これに準じられるようにしていけばいいですかね、井利委員のご質問。

○井利委員 そうですね。

○部会長 ちょっとこれに重ねるような形を加えていただきます。

いかがでしょうか。そういう記述をしておいたほうが良いということが、今、井利委員のご指摘のあるように、やはりいろんな領域がこれをお互いに関係づけているということを強く言って欲しいということがあるからですよ。ということで、どうでしょうか。

他にいかがでしょう。

○坪井委員 すみません。今の、こだわります。21 ページの下から 2 行目なんですけど、そのためにも社会全体で非行防止に向けた教育啓発とある、この場合の社会全体は、先ほどおっしゃっていたのとちょっと違うんじゃないかと思うんですね。

これは、教育現場とか、地域社会とか、あるいは企業なら企業、公共機関ということですけど、個人一人ひとりの教育啓発というのとは、ちょっと違うんじゃないかなと、場の問題ではないかなと思うので、ここはそういうような形の学校現場、企業、公共機関、地域社会とか、何かそういうふうに教育啓発を行う場面を列記していただいたほうが分かりやすいかなと。

○部会長 ここ、ちょっとまだやっていないところで、4 章だと思うのですね、今の、21 ページ。ただ、意図は分かりました。じゃあ、次のときに、またいでということで。

ただ、とにかくいろんな機関がということをお皆さん、書いてほしいということかと思えます。関連すると、私、ずっといろんな書きぶりの中で、個人情報扱いについて慎重に、しかし共有できるようにと何回も書いてくださっていて、大変いいと思うんです。きっと、この問題というのはもっと更に入ると、例えばやはり守秘の問題があったりし

て、できないこともあるんじゃないかというようなこととか、あるかと思imasuので、そこをいろいろ書いてくださっているの、そういうところでも若干、今のような分野が重ねて書かれてもいいのかもしれないというふうに思いました。大丈夫でしょうか。

他にいかがでしょうか。まだご発言のない委員の先生方、いかがでしょう。

○土井委員 すみません。ないようですので、内容でなくて申し訳ない。表記の問題なんです、何か所かリファア先とかリファアするというふうに捉えているんですが、恐らく関係機関の方はごく自然に使っていらっしゃると思うんですけども、これを誰が読むのかという問題なんですけども、一般の方は多分、リファアと言われても分からないんじゃないかなと思うんですけどもね。

○部会長 よく NPO の皆さんはリファア先と使うんで、脚注を入れていただいたらいかがでしょうか。もっと言えば、インテークと言われる作業が、その辺は河野委員とか、井利委員はご専門ですけど、インテークと言われる作業の後に、こういうものが生じているんですよ。

だから、ただただ関係づければよいというものじゃなくて、最初に一定の評価や診断というような要素が入っていてリファア先となっているということで、どうですかね。

○坪井委員 11 ページに脚注が。

○若年者対策担当課長 11 ページのところでリファア先という言葉が最初に出てきたものですから、そちらのところで 23 番ということで、注釈ですね、つけさせていただいております。

○部会長 通り過ぎてきちゃったんですね。前の。

○若年者対策担当課長 課題のところで出てきたものですから。

○部会長 すみません。ということで、11 ページ、大丈夫でしょうか。ということで、そこに今、僕のほうで口頭でご説明したようなことが書かれているかと思imasu。大丈夫でしょうかね、それで、お分かりになるでしょうかね、皆さん。

何か、実際には支援の連携の図とか、何というんでしょうか、ある事例とか、後で入れるという要素も出てくるんでしょうか。つまり、意見具申の中で、例を少し記述して入れておくとか、事例をコラム化して紹介する、そういうことは出てくるんでしょうか。

それとも、それはあんまり考えなくてよろしいんですか。教えていただけますか、そこだけは。

○若年者対策担当課長 実際の事例を意見具申に、どこまで盛り込むかというのはあるか
と思います。それで、ちょっと今のところは考えていない状態でしたので、あとは部会
の中では、若ナビαとか、サポートネットでという発表がございましたけども、あまり
具体的な事例については、個人情報の関係もあって、難しい部分もあるかなとは思いま
す。

○部会長 そうしますと、この文書の注釈の中で分かるようにということになるかと思
いますので、また後でご意見があれば、いただくということで。

井利委員。

○井利委員 16 ページなんですけども、真ん中辺の、また、若者が、学校など相談窓口が
あった所属から離れるときや、少年院退院後の保護観察期間が終わるときなどという
云々のところで、若者がどんな局面にあっても、若ナビαでしっかりと受けとめていく
べきであるというのが、非常に抽象的で、具体的ではないというところがあって。

例えば、前回、私、欠席したんですけども、中退後も中退のフォローする機関の情報、
高校の入学者に対して提供するというところが教育委員会でも行われているみたいな
前回の議事録を読ませていただいて出ていたんですけども。

そういった、もう少し突っ込んだことは書けない、受けとめるって何だろうというか、
どうするんだろうという感覚を、やっぱり受けるんですが、ここら辺でとどめておいた
ほうがいいのか、もうちょっと突っ込めるのであれば突っ込んで、もう少しそういった
具体的な受けとめ方みたいのがあればと思ったんですけれども、

○若年者対策担当課長 いろいろ困難を抱える状況の際に、いろんな支援の仕方があると
思いますけども、この部分がちょうど支援のハブ・ステーション若ナビαということで、
若ナビαとか、ひきこもりサポートネットが総合相談窓口としてどのように対応してい
くかという切り口で書いているものですから、若ナビαについては、様々な悩みや不安
を受け、分野に限らず、それで適切な支援につなげるということでしたので、こういう
所属が離れたときや、保護観察終了後もちろんと対応できますということで、離れる前
からそういう周知を行っていくということで、この記載はそういうつもりで書いており
ます。

○井利委員 なるほど、離れてしまうと本当につながりにくくなるので、離れる前から
そういった周知をするというような、せめてそれぐらい書けると分かりやすいかなと思

んですけど。

○若年者対策担当課長　しっかり受けとめると、そうですね、言葉がもう少し足せばと、ちょっと検討させていただければと思います。

○部会長　大丈夫でしょうか。要は、繰り返しになりますけど、所属先がなくなると情報がもらえないから、そのとき、相談の中央窓口が有効に機能してほしいという意味ですよ。だから、そこをもう少し書きぶりを工夫していただくということかと思います。ただ、さっき井利委員もご指摘のように、所属先を離れると、本当に関わる人がいなくなってしまうので、情報を提供してもらえないというのは現状ですので、その点では、この書きぶりにちょっと加えていただいて、ぜひ強調していただければいいかなと思いますが。

他にいかがでしょう。岡田委員、村上委員、いかがでしょう。

○村上委員　それでは、私のほうからは、14ページをお開き願いたいんですが、上から7行目、「社会を明るくする運動」について書かれているんですが、社会を明るくする運動は、社会全体にこのようなサポート意識を広める主旨で行われており、と書いて、断定されているんですが、こういう主旨ではないんですよ、主旨は。これも一部含まれていますよ、もちろん。含まれていますが、主旨としては、今、ちょっとインターネットで調べて、私も見たんですが、こういうふうに書いてあるんですよ。犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力は全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国運動であると、こういうふうに書いてあって、もちろん、サポート意識も当然あるんですが、これを主旨というのと、ちょっと実際にやっている保護司さんとか、そういう人たちからクレームが来るかもしれないなという感じがしたものですから、発言をさせていただきました。

○部会長　いかがでしょう。

○青少年課長　すみません、そこは単純な書き間違いでございました。申し訳ございませんでした。趣旨も含まれておりという書き方をするのに、なぜかこうなってしまいましたので修正をさせていただきます。

○村上委員　今、言われたように、広める趣旨も含まれておりというふうに書いておけば、全然問題ないなというふうに私も思います。

○部会長 よろしくお願ひします。

他にいかがでしょう。岡田委員、いかがでしょう。

○岡田委員 質問なんですけれども、若ナビαというのは、学校に所属している人は利用できないのですか。

○若年者対策担当課長 若ナビαにつきましては、基本的には義務教育終了後の15歳からというところを考えていますので、別に高校生の方が相談していただいても全然構わないんですが、学校の際には教育相談センターとか、学校でスクールカウンセラーの方とかもいらっしゃるんで、相談はできるんですが、どちらかというところのほうメインなのかなというところは考えております。

○岡田委員 そうですか。なかなか学校と関係がよくない場合のお子さんもいらっしゃるんで、ちょっとこれを読んだときに、学校に行っていない子が対象なのかなと思ったもので質問させていただきました。

○部会長 利用対象者のゾーンを、どこかで明記するということはあるかもしれませんね。幅広くということをごすよね、今の話は。

○坪井委員 すみません。全体として若ナビαに対して、物すごく高い期待が生まれ……。本当に、それはそうですよ、今、現実にはないものをつくっていくのに、これだけのものを欲しいわけですね。ただ、実際に若ナビαをやっていらっしゃる、委託を受けていらっしゃる方から見れば、この高いハードルを自分たちがやるのかという、そういう感覚になっちゃって、これを実現していくためには、相当の人と、それをサポートする専門家集団と、あるいは場所もSNSやなんかの機能を十分に駆使できる人たちの専門家集団もみたいな。何かすごい本当は機能が必要なんですよね、これ、若ナビαが。

これだけのことを言って、都が若ナビαをつくるというときに、それだけのバックアップを東京都はするという覚悟だということによろしいんでしょうね。

○青少年対策担当部長 はい。ご指摘ありがとうございます。今回、この若者支援部会の中で、ご議論いただく中で、非常に東京都がいろんなことをもっとやるべきだというふうなご意見をいただいたというふうに理解しております。そういう観点からすると、若ナビαがここではハブ・ステーションという部分で、掲げておりますけれども、そういう機能を担わないといけない。どんなときも、誰に対してもきちっと受けとめると、それは支援機関に対してもと。

あわせて、ポータルサイトについても記載がありますけども、単に若者や家族だけじゃなく、支援者にとっても役に立つようなポータルサイトをつくるという部分も必要なんだと。そういうものを全部兼ね備えた仕組みという部分を東京都として持たなければいけないというふうなことを先生方のほうからご提言をいただいているというふうにご考えております。

ただ、一遍にそれをできるかということ、順々にというものもあろうかと思いますが、また、予算を伴わないとできないという部分もあろうかと思いますが、我々としては、先生たちのほうから、このようなご提言をいただきましたならば、それにできるだけ沿う形で、一步一步歩みを進めていきたいというふうにご考えているところです。

○部会長 よろしいですか、大丈夫ですか。でも、何というか、今もお話があったように、中央の相談窓口というものが、やっぱり有機的に機能しなきゃいけないということ自体は事実ですよ。

ですから、期待値が高いということも事実ですが、同時にできるだけ近づいてもらわないと、東京の場合は交通機関も発達していますし、やっぱり中央窓口がしっかりしていれば、かなりなところを拾い上げられるという印象がありますよね。

私、よく出かける島根なんていう地方では、ちょっとこれはなかなか一元的に一地点でやるというのは難しいですが、東京の場合はかなりできるということもありますので、期待しましょう。

ということで、書きぶりとして少し、全部「若ナビα」とやっちゃわないで、「若ナビαなど」とするのもいいかもしれません。それは、別に逃げろということではなく、つまり全部背負えるものではないのかもしれないので、既存の施設、設備、ありますよね。さっき、出てきましたけど、サポートネットなんていうのは、既に東京都はやられていることで、これが若ナビと接続するというか、若ナビを母体にサポートネットが動くわけじゃないですか。こういうようなものは、決して既存のやっていることを無にするわけじゃないので、その辺の重なり合いを言っただけならば、既にやっていることもたくさんあるということで、分かるかなと思いますが。

ということで、いかがでしょうかね、それだったら坪井委員も少し安心しますか。

ということで、安心すると思われそうですが。

他にいかがでしょうか。今のようなお話が出るのも、やはりまさに坪井委員ご指摘の

スクラム連携というものの、言葉として挙げられるんですが、簡単でないので、いろいろ書けば書くだけ重荷にならないかと心配をしたりもするところがあるかと思いますが。でも、同時に、そこで書かなきゃいけないような問題の性質だということが、この委員会でも分かってきたということですので、答えられるところをできるだけやっつけていこうということかと思えます。

他にいかがでしょう。この提言の部分というのは、やはり今のように施策にも重なってくるかと思いますが。いかがでしょう、他に。

もし、よろしければ、一旦、4章にさっき少し入口に入ろうとしたんですが、4章もご説明いただいて、そしてこれについても意見交換して、また戻りたいというところがあれば、戻っていただくということにしたいと思いますが、いかがでしょう、4章のご説明を。

○青少年課長 それでは、4章の説明をさせていただきます。

4章につきましては、青少年、若者につきまして、そもそも非常に青少年につきましては、今、難しい環境にいると。いわゆる、たまに自己で何かそういう形を解決しなきゃいけないというような形ではなくて、若者の家庭については、他の世代とそう大きく変わるという状況ではないんですけど、どうしても環境もインターネットの普及でありますとかに伴う生活空間の内閉化を招きやすい環境というようなところも相まって、そこら辺、自己肯定感が低くなっているようなところも見られるという形に、他の世代と比べても、なかなか難しい状況にあるのかなという現状認識のもと、そちらにつきましては、何か我々、特に都といたしまして、多様な価値観というものは、世界はもう少し広いという意識をきちんといろいろな活動を通じて持っていただき、自己有用感というものを実感していただくと。地域活動のほうが有用というお話もいただきましたので、こちらにつきましては、青少年・治安対策本部というところの中で、既存の施策の中で、こうしたこともやっているというご紹介とともに、そうしたものをより強化していけば、何がしかこういうところの回復の一助になるのではないかとこのところ、書かせていただいたところでございます。

こちらボランティアということにつきまして言いますと、オリンピック・パラリンピックということで、そこら辺、意識が高まって、いろいろなボランティア、必ずしもオリパラに直結するものだけではないと思えますけれども、いろいろと出てくると思いま

すので、ぜひそうしたものについての機会をつくっていくこと。

そして、それ以外にも、我々は職場体験という形で、また、自分のフィールドとは違うところで、いろいろな社会経験を積んでいただいて、自己有用感のようなものを育てていただくでありますとか、我々といたしましては、地区委員の方々というのは青少年の健全育成に今も多数取り組んでいただいているところがございますので、そうした方々にも、ぜひ若者によい経験を積ませていただくというところで、いろいろなことをお願いしたいと考えているところがございます。

加えまして、インターネットのお話もございましたけれども、スマートフォンの普及ということで、なかなか狭い世界の中でぐるぐるしてしまうという状況があるのですから、ファミリールール講座等と、等と言いますのは、これにもとになっている指針などもあるのですが、そうしたものにおきまして、今のところはどちらかというところ、トラブルに巻き込まれないよという視点が主であり、現在、サイバーの状況がどんどん悪くなっていますので、ある程度、いろいろな状況に応じた書き方を工夫するというところもあるのですが、それ以外にも、より人間関係を広げるでありますとか、より世界を広く見られるというふうなところについても、僭越ながらアドバイスできるような内容というものを書き込めるというふうなところもあるかなと考えております。

そして、青少年問題協議会、青少年・治安対策本部というところもございまして、こちらにつきましては非行防止という観点につきましては、やはりそれなりに卑劣な犯罪者が青少年を喰い物にしようとしている現状もございまして、こちらにつきましては、きちんとそうしたことがないようにということで、例えば非行の入口であります万引きでありますとか、最近、非常に増えているものといまして、組織犯罪への入口と。普通の犯罪を飛び越えてという形で、特殊詐欺の受け子などで使われることを防ぐための施策でありますとか、暴力団には入らないようにしようでありますとか、そうしたところについても、しっかりと若者を危険から遠ざけるような形の教育と啓発、そして、こちらにつきましては、相互にそうしたことを注意し合うような機運というものをつくっていかないと考えているところがございます。こちらにつきましては、なかなか情勢の変化というものがございまして、必要に応じて、青少年・治安対策本部におきまして、新たな施策のあり方というものをしっかり検討していきたいという決意表明をここでさせていただいているところがございます。

加えまして、再犯防止に関しまして、こちら非行少年の支援ということにつきましては、まさに再犯防止計画、こちら今年がまさに元年という形で進んでいるところでございますけれども。こちらにおきましても、当然、本提言に書かれている内容を意識していただき、その内容というのを読み込めるような形で、ぜひ進めていただきたいと考えているところでございますので、提言の中にこの内容も入れさせていただいたというところでございます。

最後のパラグラフにつきましては、改めてこうした意図であるという宣言をさせていただいたところでございまして、こちらで第4章は以上という形になっているところでございます。

○部会長　ということで、最後のまとめの部分なんですけど、過去においては啓発的な事柄をある意味、並列的に並べながら確認していき、かつ、それは継続していきますよと言っているんだろうと思います。

それから、もう一つ、最後におっしゃってくださった再犯のこと、もっと書いてもいいのかもしれませんが、育て直しということもさらにそこに入ってくることなんだということ、これは前にずっと書いてきましたので、ここでは強く触れていないということですが、その部分も入っているということですが。

いかがでしょうか。第4章について、皆さんからご意見。

○土井委員　すみません、また内容ではなくて恐縮なのですが、第4章のサブタイトルで、青少年期から自己有用感を感じる環境づくりというふうに書かれています。「自己有用感を感じる」で、「感」が重なっていることが、美しくないこともあるんですけども、私、中身には全然違和感がなくて、異論はないんですけども。

本文の中に、自己有用感という言葉があるのはさほどは気にならないんですけど、どうでしょう、このサブタイトル、見出しに自己有用感を感じる環境づくりというふうに言われてしまうと、ちょっと押しつけがましいような感じがするのですが。

本文に出てくる言葉の中で、私、使えるのではないかなと思って拾ってみたのは、真ん中あたりにある、自分らしい生き方を実現できる力となるんですけども、例えば青少年期から自分らしい生き方を実現できる環境づくりなどと言われると、割と受けとめやすいんですけど、自己有用感と言われると、何かためにならないとまずいのかなと思えたので、ちょっと気になるんですけども。

○部会長 かなり機能的な言葉なんですよね、きっとね。ですから、こうせねばならぬという感じがあるということだと思っんですが、どうでしょうか、少し今のご提案のような形も考えてみては。

○土井委員 自己有用感がキーワードであるのは事実ですし、私もですから、恐らくこの部会でこの言葉を何回か使ったと思います。自己有用感があるということが、自己肯定感の基盤になっていくので、これは非常に重要なキーワードではあるんですけども、これをスローガンに出されると、何か役に立たないとだめな人間になるかというふうにとられると、ちょっとまずいなという気がするんですけど。

○部会長 どうでしょうか。言葉の選択の問題はあるんですが。

○青少年課長 そうですね、我々もここに書きましたのは、非常に分かりやすい単語として前に出したほうがいいのかなという趣旨でやっていたところがございまして、意図としては、別に自己有用感は自分で感じるもので、要は他人にとって役に立つということは、正直な話、二次的な話なので、ここでは自分がそれを感じるのが大事だという趣旨で書いたつもりがあったんですが。そこにつきましては、もしいい表現があればということではございますので、再度検討させていただければというところで、よろしくお願いたします。

○部会長 時間が過ぎて、河野委員が所用で退席せざるを得なくなりまして、今、退席されました。どうぞご理解ください。お仕事がございまして。

他に……。

○青少年課長 すみません、あと、それで坪井先生からご指摘をいただいたところでもございますけれども、そこにつきましては、ここは別に1カ所しか社会全体がないので、特段こだわりがあるわけでも何でもないんですが、こちら、若干ちょっと現場の話だという意外にも、こちらも実は意図として特殊詐欺につきましては、特に先輩が後輩を誘うというようなところもありまして、個人と団体が同時に読める言葉は何かと考えていたのと、お話を聞いていて思ったのは、教育啓発という言葉はここでは使っているのですが、教育啓発というふうな言い方をすると、上から下へ感がやはり出てしまって、実のところは、そこが読めないのではないかとということもありますので、こちらは社会全体という話と、教育啓発の両方の要望について、再度検討をさせていただくということでもよろしいでしょうか。

○部会長 はい、ということで、この表現ですね、社会全体の表現、またちょっとご検討
願いたいと思います。

それと、今の話とは違ってしまいますが、見ていて気がついたんですが、この間やって
きました自画撮りということを一言入れていただくのはいかがでしょう。その上のと
ころにある段落、自画撮りについては、我々は直接この部会ではやっていないんですけ
ど、ここに見てみますと、サイバー空間の犯罪情勢という言葉があります。自画撮りの
ようなとか、自画撮りという言葉を入れていただけないかなと、両部会が関係していな
いわけじゃないですので、お願いできないかなと思いますが、いかがでしょう。

○青少年課長 了解いたしました。入れさせていただきます。

○部会長 あと、他にいかがでしょうか。字句も含めて何か、どうでしょう。

はい、どうぞ。

○坪井委員 先ほど、土井委員から出ていた自己有用感のことなんですけど、やはり役に
立たないという部分になってしまう危険をすごく感じていて、恐らく、だから一番必要
なのは、自分はこの世に生まれてきて、ここにいていいんだという、普通に言うと自己
肯定感なんだろうと思いますね。

ですから、それをまた自己肯定感というと、使い古されちゃったみたいな感じがあつ
て、ピンと来ないから、この言葉を使われているのかなとも思ったんですけれども、や
はり社会の構成員として、自分もとても重要な存在なんだという、この感じなんだと思
うんですね。

役に立っていると思うのも一つ、役に立てばそういう気持ちにもなれるだろうし、例
えば身動きがとれない障害を持った子供さんが、自分は役に立っていないと思ったら、
存在価値がないのかみたいなどころへ落ち込んでいってしまったら、すごく悲しいじゃ
ないですか。そうじゃなくて、あなたは愛されている、あなたはそこにいることがみん
なに喜ばれているという、この感覚がとても大事なんだということなので、そののとこ
ろで有用感という言葉はちょっと抵抗があります。

つまり、自己肯定感を育てるのに有用感も有益であるという意味はすごくよく分かる
んですが、目的はその有用感ではないんじゃないかというのがありますので、そこ、よ
ろしくお願いします。

○青少年対策担当部長 一点、今、坪井先生のほうからお話があった部分、この本文中で

いきますと 6 行目に、自らが社会に役立っているという自己有用感という形で、お話を書いているところなんです。例えば枕詞を社会の構成について重要だというふうに感じられる自己有用感、そういうふうにすれば、自己有用感のたてつけが変わって、そういう問題ではないんですか。自己有用感という言葉そのものが問題なのか、説明を加えればいいのか、それはいかがでしょうか。

○坪井委員 自己有用感という言葉自体がどういうふうに使われているのか、社会学でどう使われているのかというのを、私は定義は分からないのです。

ですから、今のような定義を言い換えることができる言葉なのかも分からないですが、さっきのリヤド・ガイドラインでは、社会の重要な構成員であるという自覚、認識という言葉を使っているんですね。自分自身が社会の重要な構成員であるという自覚を持つことという言い方をしているので、恐らくこれと同じ意味なんですけれども、役に立っているという意味じゃないです。重要な、自分もこの社会にいて、重要な構成員なんだという意識という、そういう言い方をしているのです。

だから、そちらのほうは私には人権という感覚なんです。腑に落ちるところではあるんですが。定義の問題ではなくて、すみません。

○部会長 ちょっと事務局と私が話したときのことがあるので、少し確認しておきますけど、一方で、自己肯定感という言葉も、取り方が難しいなというところもあったんです。

つまり、自分を肯定することはいいことなんですけど、身勝手に肯定する人が結構いるかもしれないという話が出て、ある意味で、幻想として肯定をしてしまう、つまり、イメージの中で自分を肯定するだけであれば、これは社会で受けとめられないことも出るのかなという。

我々は調査の過程でいろんな人たちと会うんですけど、時々そういう自分勝手な肯定感の人にも出会ってしまうので、肯定感もどうかなということがあって、それでこの枕になっている、社会に役立っているという、この役立っているというのは、極めていろんなニュアンスがあって、先ほどもお話のあったように、例えばその人自体はいろんな課題を抱えている人でも、その周りの人にとっては、その人がいることで社会の構成をする人々が分かってくるということも役立っているかなという話が出ていまして、それで、この「自己有用感」という言葉をはめ込んだというところがあったかなと思います。だから、ニュアンスとしては今のような流れでお話をしていたというところがあるんで

すが。

○土井委員 恐らく坪井さんが言われたように、機能的に役立っているというよりも、むしろ求められているというか、自分が周りから必要とされているというか、そういう感覚なんですよね。

それが、多分、自己有用感という言葉が使われることなので、自分がいると周りが喜んでくれるとか、そういう自分が、今、言われた、いていいんだというか、そういう意味でも必要とされているということなので、具体的に何かの役割ということも一部ですけど、そういう意味での役立つというふうに狭くとられてしまうと、ちょっと誤解される可能性はありますよね。

○坪井委員 また、リヤド・ガイドラインを持ち出してあれなんですけれど、そこでは子供たちがこの社会を支えて重要な構成員だという意識を持つためにどうしたらいいかというときに出てくる言葉が、子供たちが私たち大人たちの重要なというか、完全なるパートナーであるという意識を醸成していくという言葉を使うんですね。

子供と大人の対等かつ全面的なパートナーシップの実現という言葉を使っていくんですが、子供たちがパートナーなんだと、お互いに子供たちが何か大人の対象としての指導、教育対象ではなくて、子供たちがともにこの社会を支えているパートナーであるという、お互い支え合う感ですかね。その言葉を使っているんですね、パートナーシップという、恐らくその意味合いなんだと思います。お互いに、別に何かの役に立っているとかいうんじゃないくて、互いに一緒にともにいる、支え合っている、お互いにいてよかったねと喜び合っている、この感覚がパートナーシップという感じなんだと思うんですね。

日本語になかなかなくなくて、私もずっと子供は大人のパートナーという言い方であちこちでお話をするんですが、そのパートナーシップというのは、そういうことなんだなと思います。

○部会長 ということで、ここではどうでしょうね。まず、副題のところの書きかえという、先ほど土井委員からご指摘があった、これは私もそれがいいかなと思います。ただ、本文中のところも今のような何か頭の部分の記述を変えるか、あるいは、いや、自己有用感という表現はやめるかということなんですけど、それはいかがでしょうか。

○土井委員 私は、説明をつければいいと思いますけど、役立つという意味ではなくて、

言われたような意味合いでの有用感だということをつければ、この言葉は私は使ってもいいかなと思います。見出しは、最初に来るので、誤解を招くので、ここは変えたほうがいいかなと思いますが、本文の中は何か形容詞をつければ適切になると思いますが。

○部会長 今、土井委員のほうは、形容詞をつけていただければということなんですけど、坪井委員はいかがですか、そこ。

○坪井委員 そうですね、私もそうなんだろうと思います。何かちゃんと分かる説明をつけていただいたら、自己肯定感という、使い古した感じになっちゃっている言葉よりは、意味合いが出てくるかなというふうに思います。

できれば、パートナーという感覚を、言葉を使っただけだと、ただ、余りにも急にここへ飛び出すんで、あれなんですけれども、その感覚ですね。一緒にともに社会を支えているという感じを出していただければということです。

○部会長 子供の権利条約を踏まえて、その後、いろんな形で子供、若者のビジョンをつくるときも、ずっと権利条約の精神の中で、やっぱり構成員、パートナーシップで出ていましたので、それ自体はかなりいろんなところで書かれているので、ちょっと見ていただいて、ここ、シンプルな頭が振られていて、自らが社会に役立っているという表現が強くなっちゃっているんで、ここを少し修正させてください。そして、今のようなニュアンスが込められるような工夫をしてということで、いかがでしょうかね。

ということで、お二人の委員のご意見で言えば、有用感自体は、その言葉自体は全く全部否定されるものではないようですので、今のような注釈がつくような方向で検討いたしましょう。

どうでしょう。

○井利委員 今のご意見、すごくいいと思います。世田谷では、ともに社会を担うパートナーという言い方をしている協議会のほうでやっているんですけども、そういった、一緒にやっていくんだと、坪井先生がおっしゃったような、そこにいていいし、役にも立っているし、でも対等であるといったようなことが出てくるといいかなというふうに思いました。

○部会長 今の子供の位置取りというか、若者の位置取りというのが、やはり非常に並列的になって、かつての大人、子供関係のような上下関係でないということが、いろんなところで強調されてきたし、また、参加だけじゃなく、参画だということも強調されて

きたのもそこにありますので、そういったことを踏まえて表現を考えましょう。

他にいかがでしょうか。今のようなことでもいいですし、もう少し他にあるいろんな事例について。岡田委員、いかがですか、何か、大丈夫ですか。村上委員はいかがです、大丈夫でしょうか。井利委員はいかが、大丈夫ですか。

よろしければ、ここに書いているようなことで、まとめにさせていただいて、ただ、少し私、個人的には育て直しをもうちょっと入れていただけないかなど。もちろん、ここではあくまでも、ずっとお話があるような子供たちの啓発ということ、あるいは予防といってもいいのかもしれませんが。そういったことだと思うんですが、育て直しのところをもう1行か2行入れていただいて、ずっとその部分は言ってきましたけど、でも宣言となる部分ですので、入れていただければという気がしました。

ありがとうございました。非常にいろんな意見をいただいて、また、全体を通しては、事務局から見せていただいたときも、非常にしっかりしたものになっているんじゃないかという印象を個人的には持ちました。

例えば、いろんな職員の方々の研修会で、こういったものを見ていただいたり、読んでいただくということは、とてもいいという印象です。何でしょうか、今までの研修会というと理念があって、それを覚え込むような話ばかり、ところがこれは実際に問題に出会う人のイメージから書き上げられていると思うので、先ほども3段階のタイムラインという相談のあり方ですとか、それから、今もいろいろな子供たちへの施策の打ち方についての三つの次元という、これは非常に重要かと思いました。

特に、情報発信、支援環境整備、支援体制充実と、この三つ、これは当然必要なんだけど、今、議論いただいたように、今まで割と具体性に欠ける提案が多かったと思うんですね。でも、結構、踏み込んでくださっていて、特に能力開発や研修にまでページを割いていただきましたので、こういうことによって、多くの事業が立ち上げられるのではないかという印象を持ちました。

また、先ほどからずっと出ていますように、若者をパートナーとして位置づけていって、彼らの悩みに寄り添おうという姿勢、これをやはり強調してくださっているので、今までどちらかというとならんでいる若者は悩んでいることが悪いというような、そういうトーンの時が多かったんですね。だけど、ここでは悩むことを当然の前提として、全体にその悩みの意味を理解した上で支援しましょうと言っているのです、当事者性のあ

る話になっているんじゃないかなというふうに思います。

こういった点でも、今まで余りやられてこなかった、そういう意見具申になっていると思いますので、非常にいいのではないかと考えております。ただ、同時に文言については、やはりこの後、もう少し修正をしたりしていく必要があるのですので、大変恐縮ですけれども、私のほうも事務局とお話しさせていただきますので、今、ご意見がありました素案の修正と、そして最終案の作成については、できれば私のほうに一任していただけないかと思うんですが、よろしいでしょうか。

そして、直させていただきます、かつ、これはあくまで知事に意見具申しますので、それに必要なはじめとおわりの部分をつけさせていただくということになるかと思えます。これについても、後で事務局と相談させていただきますが、長いものがつくわけがありませんので、ご一任いただければというふうに考えております。

ということで、ここまでで全体のお話は終わりましたが、これで最後、こういう形の最後の専門部会になります。次回は、拡大専門部会になりますので、何かご意見がある方、ここで最後、あればいただきますが、大丈夫でしょうか。

もしよろしければ、今、まとめましたものを意見具申の方向性として、これでよろしいということで、ご了承いただけるということで結構でしょうか。大丈夫でしょうか。

(「はい」との声あり)

○部会長 そうしましたら、今もお話ししました、次回、拡大専門部会に字句を修正させていただきます上で、提出させていただきますように思います。

それでは、議論のまとめで、最後、事務局から。

○青少年対策担当部長 先生、恐れ入ります。事務局からの報告の前に、私のほうから一言、お話をさせていただきたいと思えます。

本当に、各委員の皆様方には、ご熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございます。今、部会長のほうからもお話しいただきましたけれども、今回のこの議論を通じまして、支援機関としてどうあるべきなのかということについて、いろいろご議論をいただいたというふうに考えております。それがこういう形になっていると、いわゆる支援を求める側の状況の視点をきちっと理解して、その状況ごとに何をしていくのが必要なのかということをご議論いただき、今、こういうような形になっているというふうに考えております。

この考え方は、私も東京都だけが持つ考えじゃなく、全ての支援機関はこういうふうな視点に立ってやっていくというのは必要なのかなというふうに思っていますので、最終的に意見具申をいただいた後には、この思いを共有することにも努力していきたいと思っています。本当にありがとうございました。

○部会長 どうもありがとうございました。今のようなお話をいただいて、ぜひこれがみんな多くの方に読まれるようにしていきたいと思います。

それでは、事務局のほうから、次回に関わるご案内をいただければと思いますが。

○村上委員 今日は、ちょっと早目に終わりそうなので期待しておりますけれども、ちょっと一言だけ、都のほうにお願いをしたいと思いますが、一昨年、平成 28 年 12 月に、再犯の防止の推進に関する法律というものができました。昨年 12 月に、国の再犯防止計画ができました。それで、今現在、各都道府県に、今度は地方自治体単位で再犯の防止計画の推進法をつくるようにという通達が入っているというふうに思います。多分、こちらの本部のほうを担当だろうというふうに思います。

中身は、四つに分かれておりまして、その中から各都道府県に選択をお任せしているわけですが、私も元法務省にいた人間として、また、今回このような場に座らせていただいて、ぜひとも法務省からいただいた予算というものを犯罪の予防、非行の予防に対して使っていただければありがたいなというふうに私は思っております。

ぜひとも、他の県では、もう既に非行防止、犯罪防止に使っているというふうなことも聞いております。ぜひとも、私もこの機会に犯罪予防、非行防止というのは、なお一層、重要であるということを実感いたしましたので、本部長さんをはじめ、関係各位にお願いをしたいと思います。以上でございます。

○部会長 村上委員、ありがとうございます。本当に今の点は、再犯の防止といったことは、ぜひ確認していただきたいですし、重篤な事件が続いておりまして、私もいろいろ出張をさせていただくと、各地方都市で非常に恐怖心というか、不安感を訴える方が多くなっております。ご存じの新幹線の車内の事件、その後の警察官が襲われる事件、皆、若い人の犯罪で、こういったことに対する心配や不安が多くの方にあるようですので、ぜひその辺も踏まえて考えていければと思います。よろしく願いいたします。

ちょっと話が別にそれでしたが、次回のご連絡をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、事務局から連絡をさせていただきます。

古賀部会長からもありましたが、次回は会長であります都知事以外のメンバーを構成員といたします、拡大専門部会の開催を予定しております。

同会議では、本日いただいた意見も踏まえつつ、意見具申の案という形でお示しする予定でございますので、それについては、またご意見をいただければと考えております。

次回、第 31 期東京都青少年問題協議会第 2 回拡大専門部会につきましては、7 月 10 日、午後 4 時から開催する予定で、現在、調整中でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

今日は、本当に実りあるご意見をいただきまして、いい具申案が出せるかと思いき、どうもありがとうございました。

これで、今日の第 8 回の専門部会を終了させたいと思います。どうもありがとうございました。